うち回収不能の売上債権がある場合にはその帳簿価額を控除した額）及び棚卸資産の帳簿価額（不良在庫がある場合にはその帳簿価額を控除した額）を減算し、仕入債務の帳簿価額を加算した額とする。

２　法第二十五条第一項の認定の申請又は法第二十六条第一項の変更の認定の申請に係る特別事業再編計画に法第二条第十二項第一号イからヘ（事業又は資産の譲渡を除く。）まで、又は同号チ若しくはヌに掲げる措置が含まれるときは、前項の規定により算出した額から次の各号に掲げる額の合計額を減算することができる。

一・二　［略］

（特別事業再編における経済産業省令で定める指標）

第四条の三　法第二条第十三項第二号ハの経済産業省令で定める指標は、売上高又は総資産とする。

（生産性向上設備等の定義）

第五条　法第二条第十四項の事業の生産性の向上に特に資する設備等として経済産業省令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一・二　［略］

（認定特定創業支援等事業により支援を受けたことの証明）

第七条　法第二条第二十五項第一号若しくは第三号の認定特定創業支援等事業により支援を受けて創業を行おうとする者又は同項第二号に掲げる者のうち当該支援を受けた者は、当該支援を受けたことについて、当該認定特定創業支援等事業が記載された創業支援等事業計画の認定を受けた市町村の長の証明を受けなければならない。

２　［略］

（特定創業支援等事業）

第八条　法第二条第二十七項の特に創業の促進に寄与する事業として経済産業省令で定めるものは、創業者が次の各号に掲げる知識を全て習得できるように支援する事業であって、当該創業者に対して継続的に行われるものとする。

一～四　［略］

（経済産業省令で定める金額）

第九条　法第二条第二十九項の経済産業省令で定める金額は、同項に規定する特定信用状発行契約を締結した金融機関が当該契約に基づき履行した債務に係る遅延損害金に相当する金額をいう。

（特定新事業開拓投資事業計画の認定）

第十一条　経済産業大臣は、法第十六条第一項の規定により特定新事業開拓投資事業計画の提出を受けた場合において、速やかに同条第三項の定めに照らしてその内容を審査し、当該特定新事業開拓投資事業計画の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として一月以内に、当該認定に係る申請書の正本に次のように記載し、これに記名押印し、これを認定書として申請者たる投資事業有限責任組合に交付するものとする。

「産業競争力強化法第16条第１項の規定に基づき同法第２条第７項に規定する特定新事業開拓投資事業を実施する投資事業有限責任組合として認定する。」

２・３　［略］

（創業関連保証に係る資金の要件）

第六十二条　法第百十五条第一項の経済産業省令で定める資金のうち経済産業省令で定めるものは、創業者の法第二条第二十四項各号に掲げる創業に係る事業の実施のため必要となる設備資金及び運転資金とする。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

様式第十中「同法第２条第15項」を「同法第２条第16項」に改める。

（経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則の廃止）

第七条　経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則（平成三十年経済産業省令第三十三号）は、廃止する。

うち回収不能の売上債権がある場合にはその帳簿価額を控除した額）及び棚卸資産の帳簿価額（不良在庫がある場合にはその帳簿価額を控除した額）を減算し、仕入債務の帳簿価額を加算した額とする。

２　法第二十五条第一項の認定の申請又は法第二十六条第一項の変更の認定の申請に係る特別事業再編計画に法第二条第十一項第一号イからホ（事業又は資産の譲渡を除く。）まで、又は同号ト若しくはリに掲げる措置が含まれるときは、前項の規定により算出した額から次の各号に掲げる額の合計額を減算することができる。

一・二　［略］

（特別事業再編における経済産業省令で定める指標）

第四条の三　法第二条第十二項第二号ハの経済産業省令で定める指標は、売上高又は総資産とする。

（生産性向上設備等の定義）

第五条　法第二条第十三項の事業の生産性の向上に特に資する設備等として経済産業省令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一・二　［略］

（認定特定創業支援等事業により支援を受けたことの証明）

第七条　法第二条第二十四項第一号若しくは第三号の認定特定創業支援等事業により支援を受けて創業を行おうとする者又は同項第二号に掲げる者のうち当該支援を受けた者は、当該支援を受けたことについて、当該認定特定創業支援等事業が記載された創業支援等事業計画の認定を受けた市町村の長の証明を受けなければならない。

２　［略］

（特定創業支援等事業）

第八条　法第二条第二十六項の特に創業の促進に寄与する事業として経済産業省令で定めるものは、創業者が次の各号に掲げる知識を全て習得できるように支援する事業であって、当該創業者に対して継続的に行われるものとする。

一～四　［略］

（経済産業省令で定める金額）

第九条　法第二条第二十八項の経済産業省令で定める金額は、同項に規定する特定信用状発行契約を締結した金融機関が当該契約に基づき履行した債務に係る遅延損害金に相当する金額をいう。

（特定新事業開拓投資事業計画の認定）

第十一条　経済産業大臣は、法第十六条第一項の規定により特定新事業開拓投資事業計画の提出を受けた場合において、速やかに同条第三項の定めに照らしてその内容を審査し、当該特定新事業開拓投資事業計画の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として一月以内に、当該認定に係る申請書の正本に次のように記載し、これに記名押印し、これを認定書として申請者たる投資事業有限責任組合に交付するものとする。

「産業競争力強化法第16条第１項の規定に基づき同法第２条第６項に規定する特定新事業開拓投資事業を実施する投資事業有限責任組合として認定する。」

２・３　［略］

（創業関連保証に係る資金の要件）

第六十二条　法第百十五条第一項の経済産業省令で定める資金のうち経済産業省令で定めるものは、創業者の法第二条第十九項各号に掲げる創業に係る事業の実施のため必要となる設備資金及び運転資金とする。